

答 申 第 7 1 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会  
答申

令和 5 年 9 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和4年8月25日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った、「リニア中央新幹線県内駅の候補地における特性調査業務委託に関する調査報告」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が行った令和4年9月7日付け公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 審査請求の理由

審査請求書、審査会に提出された意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

実施機関は、「リニア中央新幹線県内駅の候補地における特性調査業務委託報告書（以下「調査報告書」という。）」を三重県情報公開条例第7条第6号の事務事業情報に該当するとして、全て非開示にしている。条例において事務事業情報は、「公にすることにより…当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とされているが、この場合の「支障」とは実質的なものである必要があり、「おそれ」も法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるため、事務事業情報該当性についての実施機関の裁量性は狭く、今回の非開示決定は、この規定に該当するとはいえない。また、調査報告書を開示することで、別の事業者により実施される「リニア三重県駅基礎調査業務」に影響を及ぼすと判断したのであれば、交通に関する分析や候補地の駅勢圏分析などの共通する調査項目があるものの、それがどのように調査に支障を及ぼすかなど、開示しないことを合理化するための説明が実施機関からは一切なされていない。

また、調査報告書に記載されている内容の一部は、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会（以下「県同盟会」という。）事務局を通じて、県内の市町に配布されている。すでに市町に行き渡り、各市町の情報公開制度を通じて開示されていることを考えると、当該文書は大半がすでに公になっていると言いき、非開示とする理由がない。

さらに、三重県情報公開条例第9条では、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記載されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」と規定されているが、開示できる場所があるか検討すらせず、漫然と調査報告書全てを非開示としたことは、条例の解釈運用上、違法である。

決定通知書についても、非開示の理由を「県が行う事務、事業に関する情報であって

公にすることにより、調査研究の公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため」と、条例第7条第6号の文言をそのまま記載しており、なぜ当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるのかが一切説明されていない。理由付記の点からも本決定は違法である。

#### 4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

県では、県と市町及び経済団体等で構成する県同盟会を中心に、三重・奈良・大阪ルートを前提とした、ルート及び駅位置の早期確定と、一日も早い全線開業の実現に向け、国やJR東海等に対し働きかけており、駅候補地案についても、広域的な観点から調査・分析を行い、県同盟会で決議のうえ、国やJR東海に対して要望を行っている。

駅候補地に関する情報は、検討段階の未確定な情報であることから、公にすることにより、県民等に誤解や憶測、混乱を生じさせることになる。さらに、特定の場所を調査地点と定めて行っている調査もあり、これらが駅候補地点であると誤解されると、土地取引などに利用され、特定の者に不当な利益や不利益を生じさせる可能性があるほか、災害リスクなどの土地の評価に直結する内容も含まれている。そのため、三重県情報公開条例第7条第6号（事務事業情報）に該当し、県が行う調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行に不当に阻害するおそれや、契約、交渉に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、当該情報を非開示とした。

また、当該調査は総合調査であり、調査報告書はその目次や構成等、どのような内容がどのような順番で掲載されているかなども含めて不可分一体であるため、全体を非開示とすることが妥当である。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

##### (2) 条例第9条（部分開示）の考え方について

条例第9条は、「非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」として、開示・

非開示の判断は文書中の内容を構成する個々の情報を対象とすべきであるとしている。

実施機関は、調査報告書を不可分一体のものと主張し、全体を非開示としているが、調査報告書について審査会が確認したところ、複数の項目により候補地等の分析・検証を行うものではあるものの、調査において総合的な評価まで踏み込むものではなく、それぞれの項目の評価の関連性からみても不可分一体とまでは言い難い。

また、後述のように、開示することにより実施機関が主張するようなおそれが生じる蓋然性は低いと思われる部分も見受けられることから、どのような内容が非開示情報にあたるかを個別具体的に判断すべきである。

技術的な容易性についても、調査報告書はスライド形式で作成されており、図面上に表示されているなど分離が難しい箇所も存在するものの、スライド単位での分離や図面等を被覆することで非開示情報を取り除くことが可能であると考えられる。

したがって、調査報告書については、全体を非開示とするのではなく、非開示情報に係る部分とそれ以外を個別に判断して開示すべきであり、当審査会においても、調査報告書の内容が条例に定める非開示情報に該当するかをインカメラ審理により確認する。

### (3) 条例第7条第6号（事務事業情報）の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定している。

なお、本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があるが、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

### (4) 条例第7条第6号（事務事業情報）の該当性について

実施機関が本決定において本号に該当するとした本件非開示情報は、調査報告書の全てである。

実施機関は、当該情報を開示することにより、県内駅の候補地について、県民に誤解や憶測、混乱を生じさせ、未確定の情報により土地取引が行われることで、特定の者に不当な利益や不利益を生じさせる可能性があること、調査報告書は総合調査であるため不可分一体であり、文書全体を非開示とすることが妥当であると主張している。

当審査会で見分したところ、

- ・当該調査は、県同盟会総会にて亀山市から提案のあった3つの候補エリアを前提に、より詳細な調査地点を設定して分析・検証を実施しており、これは調査のために便宜上設定されたものに過ぎないが、開示されるとエリア内で駅候補地とし

て有力とされる地点を示しているとの誤解を与えかねず、混乱を招くおそれがある。

- ・ 3つの候補エリアについて、個々の調査項目の評価については当然ながら優劣があり、特に、災害リスクに関するものなど、調査地点の土地の評価にも直結する内容については、調査報告書の一部を切り取って利用がなされると、土地取引にも影響を与えかねない。

との主張については、進行中の大規模プロジェクトであることを念頭に置いたとき、事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれに相当の蓋然性があると認められる。

しかしながら、Webアンケート調査をベースにした検証については、一部に3つのエリアを設定した設問はあるものの、基本的には「三重県駅の利用意向」や「三重県への観光」についてのアンケートとなっており、これらの結果を開示したからといって、実施機関が主張する著しい支障を及ぼすおそれが生じる蓋然性は低いと言わざるを得ない。

また、既に公表済みの統計調査結果や他自治体の事例等を活用した内容も見受けられるが、そのデータソースや既公表データまでを非開示とすることは妥当ではない。

以上により、調査報告書全体を非開示とした実施機関の判断は妥当とは言えない。調査報告書において、事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報としては、

- ① 亀山市から提案された3つの候補エリアよりも詳細に設定された調査地点や地域が特定される記述（当該地点を明記したスライドタイトルを含む。）
- ② 当該地点や地域が図示された図面
- ③ 分析に活用した数式の逆算等により当該地点が判明する可能性のある変数・係数等の値及び特定の候補エリアの評価を示す分析結果
- ④ 特定地域の土地の評価に影響を与えるおそれのある災害リスクに関する内容が考えられ、別表に示すとおり整理される。これらについて、非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

## (5) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 6 審査会の意見

審査会の判断は上記のとおりであるが、次のとおり、意見を申し述べる。

審査請求人からの申立てにおいて、調査報告書の大半が原処分後に公になっており、非開示とする理由がないことが主張されているが、当審査会では、原処分の判断の妥当性に対して審査・答申を行うこととし、原処分以降の状況の変化は勘案していない。

しかしながら、実施機関は、会議資料や議会資料として調査報告書の一部と類似の資料を県同盟会や三重県議会に提供しており、その内容がホームページで閲覧可能であることが審査過程で確認できており、これらの公表されている事項と同様のものについては、現時点において非開示とする理由は乏しいと思われる。

また、理由の付記についても、なぜ事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるのかが書面からは知り得ることができず、不十分なものであったと言える。

実施機関は、処分の決定に際しては、原処分後の状況の変化を勘案し、適切に対応するとともに、非開示の理由についてもその根拠を記載するよう意見する。

#### 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別表

	スライド番号	非開示の区分	開示しない部分
報告書	1	7条2号(個人情報)	・調査員名・名城大学以外の所属
	5	7条6号(事務事業情報)	①3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が特定される記述 ②3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が図示された図面
	53	7条6号(事務事業情報)	③逆算により特定のエリアが判明する可能性のある変数・係数等の値や評価を示す分析結果
	58	7条6号(事務事業情報)	②3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が図示された図面
	59	7条2号(個人情報)	・調査員名
	61-76	7条6号(事務事業情報)	③逆算により特定のエリアが判明する可能性のある変数・係数等の値や評価を示す分析結果
	99	7条6号(事務事業情報)	①3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が特定される記述 ④災害リスクに関する内容
	100	7条6号(事務事業情報)	②3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が図示された図面
	101,103,105,107	7条6号(事務事業情報)	①3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が特定される記述 ②3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が図示された図面
	102,104,106,108-112	7条6号(事務事業情報)	①3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が特定される記述 ④災害リスクに関する内容
	113	7条6号(事務事業情報)	④災害リスクに関する内容
	114,116-120	7条6号(事務事業情報)	②3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が図示された図面
121,123,130,133	7条6号(事務事業情報)	①3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が特定される記述 ④災害リスクに関する内容	

	122、127-129	7条6号（事務事業情報）	②3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が図示された図面
	134	7条6号（事務事業情報）	①3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が特定される記述 ④災害リスクに関する内容
	135	7条6号（事務事業情報）	③逆算により特定のエリアが判明する可能性のある変数・係数等の値や評価を示す分析結果
	137-139,141	7条6号（事務事業情報）	③逆算により特定のエリアが判明する可能性のある変数・係数等の値や評価を示す分析結果
	140	7条2号（個人情報） 7条6号（事務事業情報）	・調査員名 ③逆算により特定のエリアが判明する可能性のある変数・係数等の値や評価を示す分析結果
説明資料	1	7条2号（個人情報）	・調査員名・名城大学以外の所属
	7	7条6号（事務事業情報）	①3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が特定される記述 ②3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が図示された図面
参考資料	1	7条2号（個人情報）	・調査員名・名城大学以外の所属
	219-223	7条6号（事務事業情報）	②3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が図示された図面
	225-230	7条6号（事務事業情報）	③逆算により特定のエリアが判明する可能性のある変数・係数等の値や評価を示す分析結果
	271	7条6号（事務事業情報）	①3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が特定される記述
	272-273	7条6号（事務事業情報）	②3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が図示された図面
	274-287	7条6号（事務事業情報）	①3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が特定される記述 ②3つの候補エリアよりも詳細な地点や地域が図示された図面 ④災害リスクに関する内容



## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 1 0 . 2 6	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 4 . 1 1 . 2 4	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 4 . 1 2 . 2 1	・ 審査請求人からの意見書の受理
R 5 . 2 . 1 5	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 4 年度第 6 回第 2 部会)
R 5 . 3 . 2 3	・ 審議 (令和 4 年度第 7 回第 2 部会)
R 5 . 4 . 2 6	・ 審議 (令和 5 年度第 1 回第 2 部会)
R 5 . 5 . 2 4	・ 審議 (令和 5 年度第 2 回第 2 部会)
R 5 . 7 . 1 9	・ 審議 (令和 5 年度第 3 回第 2 部会)
R 5 . 8 . 2 3	・ 審議 (令和 5 年度第 4 回第 2 部会)
R 5 . 9 . 2 8	・ 審議 ・ 答申 (令和 5 年度第 5 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部講師
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
※委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。